

国保加入者の皆さんへ 限度額適用認定証などの更新

～8月1日から窓口サービス課で手続き～

医療費が高額になった場合、窓口での支払いが自己負担限度額までとなる限度額適用認定証。その有効期限は7月31日までです。引き続き認定証が必要な人は、8月1日以降の平日に、印鑑・保険証・現在の認定証を持参し、窓口サービス課で手続きをしてください。なお、保険料の未納がある場合は更新することができません。また、下表の対象者の入院時食事代（一食260円）が減額される減額認定証の有効期限も、7月31日までです。限度額適用認定証と同様に更新手続きをしてください。詳しくは、同課国民健康保険グループ（内線452～455）へ。

適用区分	負担額
■70歳未満の人（国民健康保険加入者）	
住民税非課税世帯の被保険者	210円/1食
上記の人のうち、過去1年間で入院日数が90日を超える被保険者	160円/1食
■70歳以上の人（国民健康保険高齢受給者※）	
低所得者Ⅰ（住民税非課税世帯で、世帯全員の所得がない世帯の人）	100円/1食
低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯で、低所得者Ⅰ以外の世帯の人）	210円/1食
低所得者Ⅱのうち、過去1年間で入院日数が90日を超える被保険者	160円/1食

※高齢受給者＝70歳から74歳までの人（後期高齢者医療受給者を除く）

案内

7月15日(月・祝)は「もえるごみ」のみ収集

7月15日(月)は祝日(海の日)ですが、「もえるごみ」は通常どおり収集します。ただし、「もえないごみ」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の収集は休みます。15日がこれらの収集日にあたる区域は、7月18日(木)に振り替えて収集します。詳しくは、クリーンセンター(☎89-4124)へ。

サマージャンボ宝くじ 7月10日から発売

7月10日(水)から8月2日(金)まで、サマージャンボ宝くじが発売されます。賞金額は、1等・前後賞合わせて5億円です。この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに活用されます。

7月11日～20日は夏の交通安全県民運動

「ゆずりあう心で夏の事故防止」をスローガンに、夏の交通安全県民運動が7月11日から20日まで、県内一斉に繰り広げられます。交通事故が1件でも減るように、事故防止に努めましょう。

国民年金の加入者で、保険料を納めるのが困難な場合は、申請によって、「全額」「半額」「4分の3」「4分の1」の免除、若年者納付猶予、学生納付特例の制度を利用することができます。

なお、いずれの制度も所得審査があります。また、免除の承認を受けても残りの保険料を納付しなかった場合は、一部免除が無効になり未納期間となりますので、残りの保険料は必ず納めてください。

- ▷申請窓口/窓口サービス課、上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンター、大垣年金事務所など
- ▷持ち物/年金手帳、印鑑、運転免許証など身分を確認できるもの、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票（失業中の人）
- ▷問合せ/窓口サービス課国民年金グループ（内線456）または大垣年金事務所（☎78-5166）へ



開かれた行政を進めています

市は、情報公開条例に基づき、市・教育委員会・議会などの実施機関が保有する情報の公開を行っています。

また、個人情報保護条例に基づき、市民の皆さんの個人情報を適切に取り扱うとともに、本人請求により情報の開示を行っています。

平成24年度の公開・開示の実施状況は、右表のとおりです。詳しくは、財務課（内線325）へ。

情報公開件数	
請求	130件
公開	130件
非公開	0件
文書不存在	0件

個人情報開示件数	
請求	91件
開示	88件
不開示	0件
文書不存在	3件

審議会を傍聴してみませんか

まちづくり市民活動育成支援推進委員会 担当：市民活動推進課(内線392)		
7月5日(金)	19:00～19:30	奥の細道むすびの地記念館 多目的室1
・平成25年度市民活動助成事業について ほか		
介護保険運営協議会 担当：高齢介護課(内線482)		
7月9日(火)	13:30～15:00	市役所3階 合同委員会室
・大垣市高齢者福祉計画策定のためのアンケート調査について ほか		
教育振興基本方針評価委員会 担当：庶務課(内線762)		
7月16日(火)	10:00～11:30	市役所2階 第1会議室
7月17日(水)	13:00～14:30	
7月18日(木)	10:00～11:30	
・平成24年度教育施策の評価について ほか		

社会を明るくする運動

—街頭啓発と中央集会—

7月は「社会を明るくする運動」強調月間。この運動は犯罪や非行のない明るい社会を築こうと、非行防止や青少年の健全育成を全国的に進める運動です。

期間中、市内では次の活動が行われます。

- ＜街頭啓発＞ 後1時30分～3時15分
- ▷とき/7月7日(日) 午 ▷ところ/中川ふれあいセンター 3階ホール
- ▷とき/7月7日(日) 午 前11時～11時45分
- ▷ところ/元気ハツラツ市会場内(新大橋周辺)
- ▷内容/同運動に関する作文発表や講演など
- ＜中央集会＞ 詳しくは、社会福祉課
- ▷とき/7月20日(土) 午 (内線473)へ。



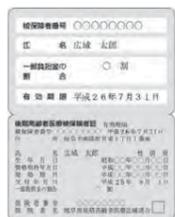
後期高齢者医療制度からのお知らせ

問合せ/窓口サービス課 福祉医療・後期医療グループ(内線484・485)

8月1日から保険証が変わります

後期高齢者医療制度の新しい保険証(薄い紫色)は、県後期高齢者医療広域連合から、7月中旬に簡易書留で郵送します。

現在ご利用の保険証(薄い緑色)は、8月1日以降使えませんので、窓口サービス課や上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンターなどへお返しいただくか、住所や氏名などの個人情報が分からないよう裁断して処分してください。



今年は薄い紫色

自己負担割合が変更になる場合

平成25年度の市県民税額が確定したことにより、医療機関の窓口で支払う自己負担の割合が変更になる場合があります。

市県民税課税所得(世帯内の被保険者のうち課税所得が最上位の人の額)	収入金額(同一世帯の被保険者すべての収入金額の合計額)	自己負担割合
145万円以上	被保険者が1人	383万円以上 3割 ※1 383万円未満 1割 ※2
	被保険者が2人以上	520万円以上 3割 520万円未満 1割 ※2
145万円未満		1割

※1：同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人の収入金額との合計額が520万円未満であれば、自己負担割合「1割」を適用します(ただし、申請が必要です)

※2：申請が必要です(対象者には6月上旬に申請書を送付しました)

限度額認定証の対象となる人へ

市県民税非課税世帯の人は、入院や高額な外来診療を受診した時に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、入院時の食事代が減額されるほか、窓口での支払いが、所得に応じた負担限度額までとなります。

対象者には、新しい保険証と一緒に同認定証を郵送します。また、申請書が同封されている人は、必要事項を記入し、窓口サービス課へ提出してください。

敬老・金婚祝金を贈ります

～申請手続きは7月26日まで～

市は、9月16日の敬老の日にあわせて、敬老祝金と金婚祝金を贈ります。祝金は、申請手続き後に、指定された口座へお振り込みします。詳しくは、高齢介護課(内線488・489)へ。



【敬老祝金】

対象は、9月1日現在で市内に住民登録があり、9月15日現在で1年以上居住している77歳、80歳、88歳および90歳以上の人。対象となる人には、申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、7月26日までに高齢介護課、上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンターなどへ提出してください。

【金婚祝金(結婚50年)】

対象は、昭和38年1月1日～同年12月31日に婚姻届を提出した夫婦で、9月1日現在で市内に住民登録があり、9月15日現在で

今年度の保険料額が決まりました

平成24年中の所得額が確定したことにより、平成25年度の後期高齢者医療保険料額が決まりました。

保険料額決定(変更)通知書を7月中旬に郵送(6月以降に被保険者になった人には、8月以降に順次送付)します。同通知書には、保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

▶保険料の算定について

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」とそれぞれの所得に応じた「所得割額」の合計で、個人ごとに決められます。※後期高齢者医療制度の保険料率は、県内均一で定められ、2年ごとに見直されます。

$$\begin{matrix} \text{保険料} \\ \text{限度額55万円} \\ \text{(年額)} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{均等割額} \\ 40,670円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{所得} \times \text{所得割率} 7.83\% \end{matrix}$$

所得＝総所得金額等－33万円(基礎控除額)

▶保険料の軽減措置

①均等割額の軽減

世帯(被保険者および世帯主)の平成24年中の総所得金額等の合計額	均等割額の軽減	
【33万円(基礎控除額)】以下の世帯	【被保険者全員が年金収入80万円】以下の世帯(その他所得がない場合) 上記以外	9割軽減 8.5割軽減
【33万円(基礎控除額)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)】以下の世帯		5割軽減
【33万円(基礎控除額)+35万円×世帯の被保険者数】以下の世帯		2割軽減

※均等割額軽減判定の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得額の合計額になります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の人のみ適用)を差し引いた金額となります

②所得割額の軽減…保険料算出のもととなる総所得金額等が58万円以下の被保険者は、所得割額が一律5割軽減されます。

③被用者保険(健保や共済など)の被扶養者であった人の軽減…所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

▶保険料の支払いが難しいとき

災害などにより重大な被害を受けたときなどで、保険料を納めることが困難な人は、窓口サービス課にご相談ください。

▶保険料の支払いを年金天引きから口座振替にできます

保険料を特別徴収(年金天引き)で支払っている人は、口座振替での支払いに切り替えることができます。

1年以上居住している人。

対象となる人は、通帳と印鑑を持参し、7月26日までに高齢介護課、上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンターなどで申請手続きをしてください。なお、市外に本籍がある人は、婚姻届出日の確認のため戸籍抄本を添えてください。

区分	対象	金額	
敬老祝金	77歳	昭和10年9月16日～昭和11年9月15日生まれ	5,000円
	80歳	昭和7年9月16日～昭和8年9月15日生まれ	10,000円
	88歳	大正13年9月16日～大正14年9月15日生まれ	15,000円
	90歳	大正11年9月16日～大正12年9月15日生まれ	20,000円
	91～98歳	大正3年9月16日～大正11年9月15日生まれ	10,000円
	99歳	大正2年9月16日～大正3年9月15日生まれ	30,000円
	101歳以上	大正元年9月15日以前生まれ	100,000円
金婚祝金	昭和38年1月1日～昭和38年12月31日に婚姻届を提出した夫婦	一組 10,000円	

※100歳の人には、祝金(10万円)と記念品を誕生日にお届けします

推進標語 川が好き川にうたった空も好き

7月は河川愛護月間

美しい川は、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれる貴重な空間で、地域共有の財産です。清らかな水の流れをいつまでも守るために、日ごろから清掃など河川美化を心がけ、川を大切にしましょう。

＜水門川クリーン作戦&川底学習会＞

- ▷とき/7月27日(土)の午前8時に八幡神社前集合～10時解散予定 ※小雨決行【増水している場合は翌28日(日)に延期】
- ▷清掃区域/貴船広場～総合福祉会館前
- ▷内容/川をせき止めての清掃活動、小学生対象の川底学習会(要申込)
- ▷申込/まちづくり市民活動支援センター(☎75-0394、FAX75-0452)へ